諮問庁:検事総長

諮問日:平成30年2月9日(平成30年(行個)諮問第14号)

答申日:平成30年4月11日(平成30年度(行個)答申第10号)

事件名:本人に係る「特定年検特定番号 道路交通違反被疑事件」の不開示決

定(適用除外)に関する件

## 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「特定年検特定番号道路交通違反被疑事件(開示請求者に係る)」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

## 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月6日付け 東地企第256号により東京地方検察庁検事正(以下「処分庁」とい う。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取 消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による と、おおむね以下のとおりである。

## (1) 審査請求書

開示請求書記載の「特定年検特定番号道路交通違反被疑事件(開示請求者に係る)」記録された保有個人情報は刑事訴訟法53条の2に開示していけないのは第三者に対するものであり、本件は本人である審査請求人に対し開示してはいけないとされていません。これはねつ造又は間違いであるかは審査請求人しか知らない内容を確認の権利も含めて憲法82条ただし書に掲げる行政事件は政治犯罪にも該当し、閲覧を禁止することは出来ないものである。しかも刑事訴訟法53条には、不起訴処分は裁判の終結と同じあるから訴訟記録の閲覧はできることとされている。

本件は特定検察庁にて不起訴処分にもかかわらず,特定公安委員会 (特定文書番号)運転免許更新処分に係る審査請求に対し棄却処分を受 けたので行政訴訟を起訴するため特定検察庁が保管している訴訟資料の 写しが必要であるため。

## (2) 意見書1(添付資料省略)

本件は特定検察庁において職員が不起訴にしたのであれば、他の裁判にて同様の行政事件については公開することは問題ないと説明を受けているため。個人情報に正しく記載されているかは審査請求人にも閲覧させることも権利でもある。要は取調べ記録等に整合性があるか照合したいため。個人情報に公開されますようよろしくお願いします。

## (3) 意見書2

特定月日Aに特定公安委員会より答弁書が来ました。

内容は事実とまったく違う内容で審査請求人にはあたかも冤罪をさ せようとしています。

争点は常時左折可能の標識板にも一時停止していないから違反と取り 締まったのだからと指摘なのに、実際の答弁書にはまったく別の場所に 置き換えています。

ここで不起訴処分となった理由の箇所があると思います。よろしくお 願いします。

## (4) 意見書3

特定月日B特定地方裁判所より反論書を特定月中作成し提出するよう 指示を受けたので下記の資料を頂きたい。特定検察庁が所持している資料が一致しているか確認を要するため。記載されている内容はほとんど ねつ造である。

捜査現認報告書 書かれている内容が事実と反する為

供述調書 供述書を別紙にて書かれており内容に食い違いがありかつ自署していないにもかかわらず自己の名前が書かれている。裁判官に 筆跡鑑定を依頼します。

その他の資料あれば閲覧とコピーを頂きたい。

#### (5)意見書4

下記の追加資料,検察庁で受理しているか確認願います。その日付の 報告書作成が信憑性に嫌疑があるため。

特定年月日 A 写真撮影報告書

特定年月日 B 道路交通法違反事件捜査報告書

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、平成29年8月21日に処分庁で受付されたものであり、「特定年検特定番号道路交通違反被疑事件(開示請求者に係る)」に記録されている保有個人情報を対象としたものである。

## (2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報について、事件記録は訴

訟に関する書類に該当し、その存否はさておき、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。) 53条の2第2項の規定により法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

#### 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、「刑訴法53条の2により開示していけないのは第三者に対するものであり、本人である開示請求人に対し開示してはいけないとされていない。刑訴法53条により、不起訴処分は裁判の終結と同じであるから、訴訟記録の閲覧はできることとされている。」として、保有個人情報の開示をしない旨の決定の取消しを求めているところ、諮問庁においては、これを維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当するとして不開示とした決定の妥当性について、理由を述べる。

### 3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法(40条、47条、53条、299条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び法の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

4 事件記録が「訴訟に関する書類」に該当することについて 開示請求者は、事件記録に記録された保有個人情報の開示を求めている ところ、事件記録は、捜査の過程で作成又は取得された文書の集合物であ ることから、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することは明らかである。

なお、前記3のとおり、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録のほか、不 起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当であることから、「訴訟 に関する書類」に該当するか否かの判断は、当該事件記録に係る事件の起 訴、不起訴などにより変わるものではない。

よって、事件記録は「訴訟に関する書類」に該当し、これに記録された個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

5 本件開示請求の対象となる保有個人情報が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することについて

前述したとおり、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴記録、裁判所不提出記録はもとより、今後訴訟記録等になる可能性のある書類について、これに該当すると解される。

本件開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求者に係る特定の刑事事件記録を対象とするものであるから、当該事件記録は「訴訟に関する書類」に該当し、これに記録された個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

#### 6 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑訴法53条の2 第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第 4章の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成30年2月9日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月12日 審査請求人から意見書1及び資料を収受

④ 同月19日審査請求人から意見書2を収受⑤ 同月28日審査請求人から意見書3を収受

⑥ 同年4月4日 審査請求人から意見書4を収受

⑦ 同月9日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年検特定番号道路交通違反被疑事件(開示請求者に係る)」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟

に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定の 適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の 第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について (1)「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。また、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される。

- (2)「訴訟に関する書類」該当性
  - ア 本件対象保有個人情報は、開示請求者に係る特定の刑事事件に係る 捜査の過程で作成又は取得された文書に記録された保有個人情報であ ることから、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録さ れている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないもの である。
  - イ 審査請求人は、本件開示請求に係る被疑事件が不起訴処分とされており、不起訴処分は裁判の終結と同じであるから、刑訴法53条により、訴訟記録の閲覧はできることとされている旨主張するが、上記(1)のとおり、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録だけではなく、不起訴記録も含まれると解されるのであるから、本件対象保有個人情報が、不起訴となった被疑事件に係る文書に記録されたものであっても、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の第4章の規定は適用されず、したがって、審査請求人の上記主張は採用の余地がない。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4

章(開示,訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定については,本件対象保有個人情報は,同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので,妥当であると判断した。

# (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史